



政府統計

平成 26 年 12 月 17 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

調査官 高城 久雄

専門官 田部 美樹

労使関係第一係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7665、7666)

(直通電話) 03(3595)3145

平成 26 年労働組合基礎調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
用語について	1 頁
利用上の注意	2 頁
結果の概要	
1 労働組合及び労働組合員の状況	3 頁
2 産業別の状況	4 頁
3 企業規模別（民営企業）の状況	5 頁
4 適用法規別の状況	6 頁
5 パートタイム労働者の状況	7 頁
6 主要団体への加盟状況	8 頁
附表 1	9 頁
附表 2	10 頁

平成 26 年労働組合基礎調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/13-23c.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、我が国におけるすべての労働組合を対象として、昭和 22 年以降、毎年実施している一般統計である。

2 調査の範囲

我が国におけるすべての労働組合とする（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む）。

3 調査事項

- (1) 労働組合の種類
- (2) 存廃等区分、新設又は解散等の理由
- (3) 適用法規
- (4) 労働組合の事務所の所在地
- (5) 労働組合員数
- (6) 組合本部及び直上組合の名称及び所在地
- (7) 企業規模
- (8) 加盟上部組合の系統

4 調査時期

平成 26 年 6 月 30 日現在

5 調査の方法

厚生労働省が都道府県労政主管課及び労政主管事務所を経由して労働組合に対し調査票を配布（一部郵送を含む）し、労働組合が調査票に記入した後、厚生労働省が都道府県労政主管課及び労政主管事務所を経由して調査票を回収した（一部郵送を含む）。

なお、インターネットを利用したオンライン報告方式を併用している。

6 調査系統

厚生労働省 — 都道府県労政主管課 — 労政主管事務所 — 労働組合

用語について

1 労働組合の定義

労働組合とは、労働者が主体となって、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体及びその連合団体をいう。

2 単位組織組合、単一組織組合の定義

- (1) 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
- (2) 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。

なお、このうち最下部の組織を「単位組合」、最上部の組織を「本部」という。

3 統計表の種類

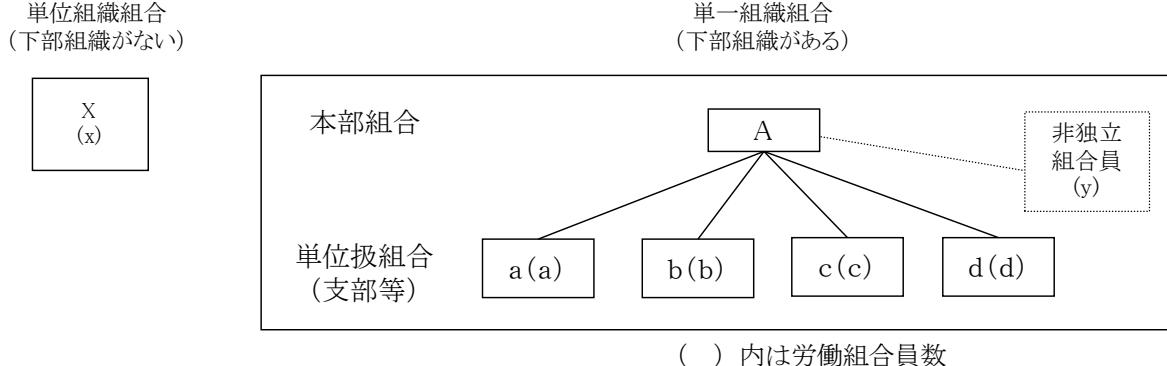
(1) 単位労働組合に関する統計表

単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位組合をそれぞれ1組合として集計した結果表であり、産業、企業規模及び適用法規別にみる場合等に用いられている。

(2) 単一労働組合に関する統計表

単位組織組合及び単一組織組合の本部をそれぞれ1組合として集計した結果表であり、全体の労働組合員数をみる場合に用いられている。

なお、単一労働組合の組合員数は、独自の活動組織をもたない労働組合員（非独立組合員）を含めて集計しているため、単位労働組合の組合員数より多くなっている。（下図参照）



・ 単位労働組合に関する統計表

$$\begin{aligned} \text{労働組合数} &= 5 \text{組合} (X, a, b, c, d) \\ \text{労働組合員数} &= (x) + (a) + (b) + (c) + (d) \end{aligned}$$

・ 単一労働組合に関する統計表

$$\begin{aligned} \text{労働組合数} &= 2 \text{組合} (X, A) \\ \text{労働組合員数} &= (x) + (a) + (b) + (c) + (d) + (y) \end{aligned}$$

4 推定組織率

推定組織率とは、本調査で得られた労働組合員数を、総務省統計局が実施している「労働力調査」の雇用者数（6月分の原数値）で除して得られた数値をいう。

利用上の注意

1 統計表に用いている符号は次のとおりである。

「0」及び「0.0」は、該当数値があるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
ただし、対前年差（比）を算出する際に+あるいは-になったものは「+0」、「-0」、「+0.0」又は
「-0.0」とした。
「-」は、該当数値がないものを示す。
「…」は、該当数値が不明又は表章することが不適当なものを示す。

2 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、内訳の和が計の数値に合わないことがある。

3 労働組合員数の数値は千人未満の単位を四捨五入しているが、対前年差（比）、構成比及び推定組織率は人単位の労働組合員数を用いて算出している。

4 船員法第一条に規定する船員の結成する労働組合について、国土交通省海事局船員政策課が行った調査結果も含めて集計を行った。

5 推定組織率の計算に用いている「労働力調査」（総務省統計局）の雇用者数について

(1) 「労働力調査」は、昭和57年から5年ごとに、結果を算出するための基礎となる人口（ベンチマーク人口）を最新の国勢調査結果を基準とする推計人口へ切り替えており（最新では平成24年1月結果から切替え）、それに伴う変動が生じるが、本調査の推定組織率の計算に当たっては、上記の変動を考慮した遡及値及び補間補正值は用いていない。

これは下記(2)の補完推計値についても該当する。

(2) 平成23年は、平成24年4月に公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値を用いた。

結果の概要

1 労働組合及び労働組合員の状況

平成26年6月30日現在における単一労働組合の労働組合数は25,279組合、労働組合員数は984万9千人で、前年に比べて労働組合数は253組合の減(1.0%減)、労働組合員数は2万6千人の減(0.3%減)となっている。

また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は、17.5%となっている。

女性の労働組合員数は305万4千人で、前年に比べ2万人の増(0.7%増)、推定組織率(女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合)は12.5%となっている。(第1表、第1図、附表1)

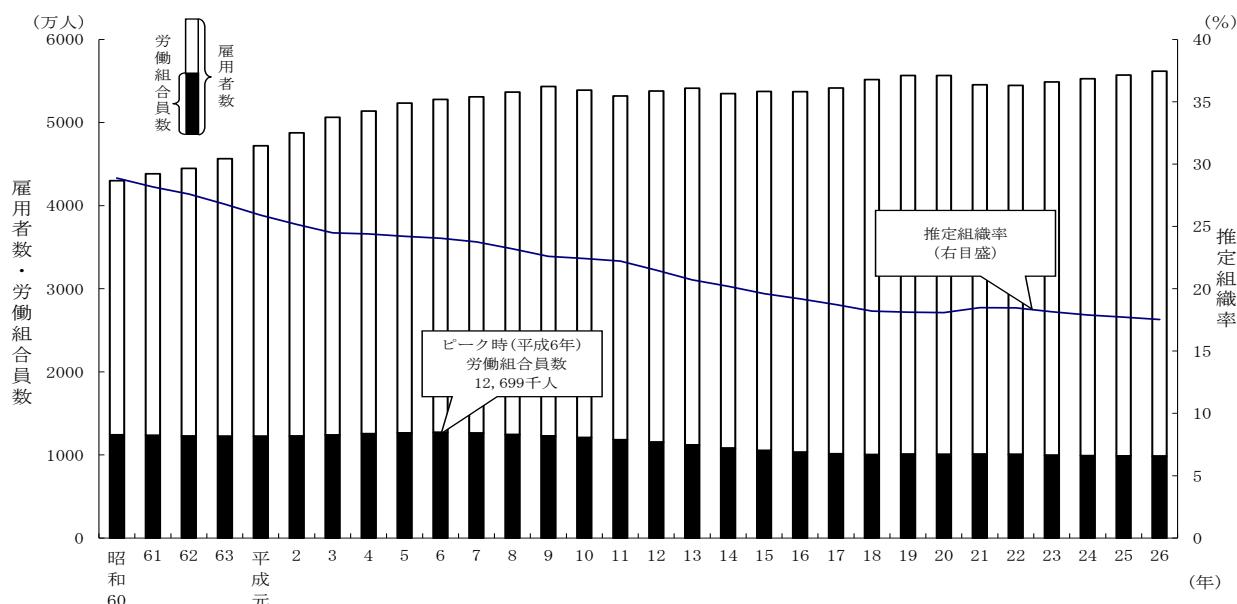
第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移（単一労働組合）

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移（単一労働組合）

年	労 働 組 合 数			労 働 組 合 員 数			雇用者数	推定組織率		
	組合		対前年差	組合		対前年差				
	組合	%		千人	千人					
平成 21 年	26,696	-269	-1.0	10,078 (2,933)	13 (75)	0.1 (2.6)	5,455 (2,317)	18.5 (12.7)		
22	26,367	-329	-1.2	10,054 (2,964)	-24 (31)	-0.2 (1.0)	5,447 (2,311)	18.5 (12.8)		
23	26,052	-315	-1.2	9,961 (2,958)	-93 (-6)	-0.9 (-0.2)	5,488 (2,339)	18.1 (12.6)		
24	25,775	-277	-1.1	9,892 (2,990)	-68 (31)	-0.7 (1.1)	5,528 (2,370)	17.9 (12.6)		
25	25,532	-243	-0.9	9,875 (3,034)	-17 (44)	-0.2 (1.5)	5,571 (2,404)	17.7 (12.6)		
26	25,279	-253	-1.0	9,849 (3,054)	-26 (20)	-0.3 (0.7)	5,617 (2,444)	17.5 (12.5)		

- 注： 1) () 内は女性についての数値である。
 2) 「雇用者数」は、労働力調査(総務省統計局)の各年6月分の原数値である。
 3) 推定組織率は、2ページ「用語について4 推定組織率」を参照のこと。
 4) 平成23年の雇用者数及び推定組織率は、2ページ「利用上の注意5(2)」を参照のこと。

第1図 雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移（単一労働組合）



注：上記第1表の注2)～4) を参照のこと。

2 産業別の状況

労働組合員数（単位労働組合）を産業別にみると、「製造業」が262万8千人（全体の26.9%）と最も多く、次いで、「卸売業、小売業」が128万2千人（同13.1%）、「公務（他に分類されるものを除く）」が88万9千人（同9.1%）などとなっている。

対前年差をみると、増加幅が大きかった産業は、「卸売業、小売業」2万6千人増（2.0%増）、「宿泊業、飲食サービス業」1万7千人増（10.9%増）などであり、減少幅が大きかった産業は、「製造業」3万5千人減（1.3%減）、「公務（他に分類されるものを除く）」1万9千人減（2.0%減）などとなっている。

推定組織率を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が66.5%で6割以上と高く、「農業、林業、漁業」2.2%、「不動産業、物品賃貸業」2.9%で低くなっている。（第2表）

第2表 産業別労働組合員数（単位労働組合）

産業	労働組合員数							雇用者数	推定組織率
	千人	千人	千人	千人	%	%	%		
総計	9,777	(3,046)	-44	(13)	-0.5	(0.4)	100.0	5,617	...
農業、林業、漁業	12	(1)	-0	(-0)	-3.4	(-5.2)	0.1	56	2.2
鉱業、採石業、砂利採取業	5	(1)	-0	(+0)	-0.1	(1.6)	0.1	2	25.7
建設業	813	(59)	-2	(1)	-0.3	(1.2)	8.3	406	20.0
製造業	2,628	(427)	-35	(-4)	-1.3	(-1.0)	26.9	986	26.7
電気・ガス・熱供給・水道業	186	(25)	-2	(+0)	-1.0	(0.9)	1.9	28	66.5
情報業	387	(82)	-6	(+0)	-1.6	(0.4)	4.0	196	19.8
運輸業、郵便業	861	(88)	-4	(2)	-0.4	(2.8)	8.8	332	25.9
卸売業、小売業	1,282	(660)	26	(20)	2.0	(3.1)	13.1	954	13.4
金融業、保険業	721	(349)	-6	(-9)	-0.8	(-2.5)	7.4	148	48.7
不動産業、物品賃貸業	29	(9)	1	(1)	4.8	(14.6)	0.3	101	2.9
学術研究、専門・技術サービス業	151	(29)	-3	(-0)	-1.7	(-0.4)	1.5	168	9.0
宿泊業、飲食サービス業	177	(88)	17	(9)	10.9	(11.1)	1.8	326	5.4
生活関連サービス業、娯楽業	108	(51)	-2	(1)	-1.8	(1.3)	1.1	190	5.7
教育、学習支援業	515	(281)	-17	(-9)	-3.2	(-3.1)	5.3	286	18.0
医療、福祉	495	(382)	6	(4)	1.2	(1.1)	5.1	719	6.9
複合サービス事業	267	(75)	-1	(+0)	-0.2	(0.4)	2.7	56	47.7
サービス業（他に分類されないもの）	182	(43)	-1	(1)	-0.4	(3.3)	1.9	355	5.1
公務（他に分類されるものを除く）	889	(374)	-19	(-5)	-2.0	(-1.4)	9.1	242	36.7
分類不能の産業	69	(21)	2	(1)	3.1	(6.9)	0.7	64	...

注： 1) 「分類不能の産業」の労働組合員数には、複数産業の労働者で組織されている労働組合及び産業分類が不明の労働組合の労働組合員数が含まれる。

2) () 内は、女性についての数値である。

3 企業規模別（民営企業）の状況

民営企業の労働組合員数（単位労働組合）は830万5千人で、前年に比べて9千人の減（0.1%減）となっている。

これを企業規模別にみると、1,000人以上規模が533万7千人（全体の64.3%）と6割以上を占め、300～999人規模が116万3千人（同14.0%）、100～299人規模が62万9千人（同7.6%）などとなっている。（第3表）

第3表 企業規模別（民営企業）労働組合員数（単位労働組合）

企 業 規 模	労 働 組 合 員 数			雇用者数	推定組織率	
	対前年差	対前年 増減率	構成比			
千人	千人	%	%	万人	%	
計	8,305	-9	-0.1	100.0	5,100	16.3
1,000人以上	5,337	48	0.9	64.3	1,178	45.3
300～999人	1,163	-23	-2.0	14.0	1,444	12.4
100～299人	629	-6	-1.0	7.6		
30～99人	204	-5	-2.3	2.5	2,416	1.0
29人以下	30	-1	-3.4	0.4		
その他の	942	-21	-2.2	11.3

注：1) 「その他」には、複数企業の労働者で組織されている労働組合及び企業規模不明の労働組合の労働組合員数が含まれる。

2) 雇用者数は、労働力調査の民営企業の数値であり、「計」には「企業規模不明」が含まれる。

4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数（単位労働組合）をみると、「労働組合法」適用労働組合員数が833万2千人(全体の85.2%)と8割以上となっており、次いで、「地方公務員法」が117万7千人(同12.0%)、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」が13万9千人(同1.4%)、「国家公務員法」が10万4千人(同1.1%)、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」が2万6千人(同0.3%)となっている(第4表)。

第4表 適用法規別労働組合員数（単位労働組合）

適用法規	労 働 組 合 員 数				構 成 比	
	平成26年 千人	対前年差 千人	対前年 増減率 %	平成25年 千人	平成26年 %	平成25年 %
				平成25年 千人	%	%
総 計	9,777	-44	-0.5	9,822	100.0	100.0
労 働 組 合 法	8,332	-12	-0.1	8,343	85.2	84.9
特 労 法 ・ 地 公 労 法	165	-1	-0.6	166	1.7	1.7
特定独立行政法人等の 労働関係に関する法律	26	-0	-0.7	26	0.3	0.3
地 方 公 営 企 業 等 の 労働関係に関する法律	139	-1	-0.6	139	1.4	1.4
国 公 法 ・ 地 公 法	1,281	-31	-2.4	1,312	13.1	13.4
国 家 公 務 員 法	104	-5	-4.9	109	1.1	1.1
地 方 公 務 員 法	1,177	-26	-2.2	1,203	12.0	12.2

注： 1) 「特労法」は「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」、「地公労法」は「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の略称である。

2) 「国公法」は「国家公務員法」、「地公法」は「地方公務員法」の略称である。

5 パートタイム労働者の状況

労働組合員数（単位労働組合）のうち、パートタイム労働者についてみると 97 万人となっており、前年に比べて 5 万 6 千人の増(6.2%増)、全労働組合員数に占める割合は 9.9%となっている。

また、推定組織率（短時間雇用者数（第5表注3）参照）に占めるパートタイム労働者の労働組合員数の割合）は、6.7%となっている。（第5表）

第5表 パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移（単位労働組合）

年	パートタイム労働者の労働組合員数		全労働組合員数に占める割合	短時間雇用者数	推定組織率	
	対前年差	対前年比				
	千人	千人	%	%	万人	%
平成 21 年	700	84	13.7	7.0	… [1,317]	… [5.3]
22	726	26	3.7	7.3	… [1,291]	… [5.6]
23	776	50	6.8	7.8	… […]	… […]
24	837	61	7.9	8.5	… [1,332]	… [6.3]
25	914	77	9.2	9.3	1,392 [1,410]	6.6 [6.5]
26	970	56	6.2	9.9	1,439 [1,455]	6.7 [6.7]

- 注：1) 「パートタイム労働者」とは、正社員・正職員以外で、その事業所の一般労働者より 1 日の所定労働時間が短い者、1 日の所定労働時間が同じであっても 1 週の所定労働日数が少ない者又は事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。
 2) 「短時間雇用者数」は、いすれも労働力調査の各年 6 月分の原数値を用いている。
 3) 「短時間雇用者数」の下段〔 〕内は、就業時間が週 35 時間未満の雇用者数、上段は、就業時間が週 35 時間未満の雇用者数から従業上の地位が「正規の職員・従業員」を除いた雇用者数に、就業時間が週 35 時間以上で雇用形態（勤務先での呼称による）が「パート」（いわゆるフルタイムパート）の雇用者数を加えた数値である。
 4) 「推定組織率」の上段は、パートタイム労働者の労働組合員数を「短時間雇用者数」の上段の数値で除して得られた数値であり、下段〔 〕内は、パートタイム労働者の労働組合員数を「短時間雇用者数」の下段〔 〕内の数値で除して得られた数値である。
 5) 平成 24 年以前の「短時間雇用者数」及び「推定組織率」について、上段の数値は、労働力調査の就業時間が週 35 時間未満で従業上の地位が「正規の職員・従業員」の雇用者数及び就業時間が週 35 時間以上で雇用形態が「パート」の雇用者数を公表していないため表章していない。
 6) 平成 23 年の「短時間雇用者数」及び「推定組織率」については、労働力調査（平成 23 年 6 月分）が東日本大震災の影響により調査実施が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除いて雇用者数を公表しており、その後の補完推計（平成 24 年 4 月公表）においても、「短時間雇用者数」の推計値を公表していないため表章していない。

6 主要団体への加盟状況

主要団体別に、産業別組織を通じて加盟している労働組合員数（单一労働組合）をみると、連合（日本労働組合総連合会）が671万1千人（前年に比べて4千人減）、全労連（全国労働組合総連合）が58万人（同1万2千人減）、全労協（全国労働組合連絡協議会）が10万5千人（同4千人減）、金属労協（全日本金属産業労働組合協議会）が201万7千人、インダストリオール・J A F（インダストリオール日本化学エネルギー労働組合協議会）が48万6千人、交運労協（全日本交通運輸産業労働組合協議会）が61万7千人、公務労協（公務公共サービス労働組合協議会）が120万5千人となっている。

また、都道府県単位の地方組織のみに加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員数を合わせて集計した労働組合員数は、連合が684万6千人（前年に比べて6千人減）、全労連が81万8千人（同3千人減）、全労協が12万2千人（同3千人減）となっている。（第6表）

第6表 主要団体別労働組合員数（单一労働組合）

主 要 団 体	労 働 組 合 員 数				全労働組合員 数に占める 割合	
	平成 26 年			平成 25 年		
		対前年差	対前年 増減率			
	千人	千人	%	千人	%	
全 労 働 組 合 員 数	9,849	-26	-0.3	9,875	100.0	
連 合	6,711 [6,846]	-4 [-6]	-0.1 [-0.1]	6,714 [6,853]	68.1 [69.5]	
全 労 連	580 [818]	-12 [-3]	-2.1 [-0.4]	592 [822]	5.9 [8.3]	
全 労 協	105 [122]	-4 [-3]	-3.7 [-2.1]	109 [124]	1.1 [1.2]	
金 属 労 協	2,017	-17	-0.8	2,034	20.5	
インダストリオール・J A F	486	9	1.9	476	4.9	
交 運 労 協	617	1	0.1	616	6.3	
公 務 労 協	1,205	-20	-1.6	1,225	12.2	

- 注： 1) 「全労働組合員数」は、主要団体に加盟していない労働組合員数も含む。
 2) 複数の主要団体に加盟している労働組合員は、それぞれ主要団体に重複して集計している。
 3) 「連合」「全労連」「全労協」の労働組合員数について、上段は産業別組織を通じて加盟している労働組合員数を集計した数値であり、下段〔 〕内は、産業別組織を通じて加盟している労働組合員数と、各主要団体の都道府県単位の地方組織のみに加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員数を合わせて集計した数値である。

附表2 主要団体別労働組合員数の状況（2-1）

(単位:千人)

主要団体	労 働 組 合 員 数		対前年差
	平成26年	平成25年	
連 合			
U A ゼンセイ	1,466	1,408	58
自動車総連	764	764	+0
電機連合	621	635	-14
J A M	358	360	-2
基幹労連	252	250	1
J P 労組	235	234	1
生保労連	230	235	-6
電力総連	217	219	-1
情報連	212	220	-8
運輸労連	138	139	-1
私鉄総連	115	114	2
J E C 連合	114	113	1
フード連	107	111	-4
損保労連	86	89	-3
J R 総連	81	81	1
J R 通労連	72	71	1
交換ム連	48	49	-1
化ゴ学連	47	48	-1
サビス連	42	43	-0
42	41	1	
航空連合	35	36	-1
紙電線組	28	29	-0
全全国ガス連員	25	27	-3
全印刷労連	24	24	-0
海自労連	24	24	+0
全セラミック連	23	23	...
全銀連	21	21	-0
ヘルスケア労協	15	15	-0
全農労連	15	15	-0
NHK労連	14	14	+0
全国労連	13	13	-0
10	10	-0	
自治労組	820	831	-11
日本公連	251	260	-9
全国水道	90	94	-3
21	21	-0	

注:1) 原則として、労働組合員数10千人以上の組合を表章している。

なお、組合員数は単位労働組合又は単一労働組合のいずれか多い方の数値である。

2) 労働組合員数の数値は千人未満の単位を四捨五入しているが、対前年差は人単位で算出した上で千人未満の単位を四捨五入している。

3) 単位組織組合である主要団体については秘匿扱いとし、表章していない。

ただし、「海員（全日本海員組合）」については、「船員単位労働組合基本調査」（国土交通省）の数値を使用している。平成26年は同調査を実施していないため、平成25年、26年ともに同調査の平成25年の数値を使用している。

附表2 主要団体別労働組合員数の状況（2－2）

(単位:千人)

主要団体	労 働 組 合 員 数		対前年差
	平成26年	平成25年	
全 労 連			
日本医労連	152	150	1
生協労連	64	66	-2
建交労連	23	25	-1
全労連・全国一般	23	24	-0
自交総連	17	17	-1
福祉労育労	12	12	-0
全労連自治労連	158	161	-3
全労連教連	80	84	-4
全国公労連	73	72	+0
全 労 協			
国労	11	11	-1
都労連	39	42	-3
上記以外の主要団体			
全市建銀労連	579	580	-1
光日学労連	86	80	6
全農労連	44	43	1
航空労連	32	32	+0
新印刷労連	28	30	-1
全大信労連	27	25	2
全港労連	24	25	-1
全労連	19	17	2
全労連	17	17	-0
全労連	15	15	+0
全労連	11	12	-0
全 日 教 連	20	20	-0

注: 1) 原則として、労働組合員数10千人以上の組合を表章している。

なお、組合員数は単位労働組合又は単一労働組合のいずれか多い方の数値である。

2) 労働組合員数の数値は千人未満の単位を四捨五入しているが、対前年差は人単位で算出した上で千人未満の単位を四捨五入している。

3) 単位組織組合である主要団体については秘匿扱いとし、表章していない。

4) 「上記以外の主要団体」とは、連合、全労連及び全労協に加盟していない主要団体を示す。